飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

別表第１（第１条関係）

１　（略）

２　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

⑴　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格

家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第１欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第２欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。

第１欄	第２欄
（略）	（略）
馬、豚、鶏又はうずら	ア～ク　（略） ケ　食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第２条第３項に規定する食品循環資源をいう。以下同じ。）に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの
養殖水産動物	ア～コ　（略） サ　食品循環資源に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの
（略）	（略）

⑵～⑸　（略）

３～５　（略）

６　食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

⑴　食品循環資源を原料又は材料とする飼料の成分規格

豚を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。以下６において同じ。）は、肉（牛等、豚、いのしし、馬又は家きんに由来するものをいう。以下⑴において同じ。）を扱う事業所等から排出される食品循環資源であつて、肉と接触した可能性があるもの（以下「動物由来食品循環資源」という。）を含んではならない。ただし、次に掲げる動物由来食品循環資源については、この限りでない。

ア　飼料の製造段階で農林水産大臣が定める方法により加熱処理及び製造工程の管理（以下「加熱処理等」という。）が行われたもの（以下「処理済動物由来食品循環資源」という。）

改正前

別表第１（第１条関係）

１　（略）

２　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

⑴　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格

家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第１欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第２欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。

第１欄	第２欄
（略）	（略）
馬、豚、鶏又はうずら	ア～ク　（略） ケ　食品廃棄物等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第２条第２項に規定する食品廃棄物等をいう。養殖水産動物の項において同じ。）に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの
養殖水産動物	ア～コ　（略） サ　食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの
（略）	（略）

⑵～⑸　（略）

３～５　（略）

（新設）